

花巻市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した財政援助団体監査の結果について、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

平成27年7月22日

花巻市監査委員 中村 初彦  
同 戸來 喜美雄

## 別紙

### 平成 27 年度財政援助団体監査の結果

#### 1 監査の範囲

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、本市が財政的援助を与えている団体の平成 26 年度の出納その他の事務執行で財政援助に係るものを監査対象とした。

#### 2 監査の対象、補助金の名称及び所管課

- (1) 〔対象団体〕 花巻市防犯協会  
〔補助金名〕 平成 26 年度花巻市防犯協会事業補助金  
〔所管課名〕 市民生活部市民生活総合相談センター
- (2) 〔対象団体〕 花巻地区交通安全協会  
〔補助金名〕 平成 26 年度花巻地区交通安全協会事業補助金  
〔所管課名〕 市民生活部市民生活総合相談センター
- (3) 〔対象団体〕 花巻市交通安全対策協議会  
〔補助金名〕 平成 26 年度花巻市交通安全対策協議会補助金  
〔所管課名〕 市民生活部市民生活総合相談センター

#### 3 監査の内容

財政的援助団体の財政的援助に係る出納その他の事務が、関係法令等に従って執行されているか。また、出納事務は計数に誤りがなく関係規定に沿って適正に処理されているかを検証し、当該財政援助の目的を達成しているかの確認を主眼に置き実施した。

#### 4 監査方針及び監査手法

補助対象経費の内訳について、不正や誤謬の発生頻度が高い相対的危険性の大きなものを重点に監査を実施した。

#### 5 監査実施期日

平成 27 年 6 月 25 日

#### 6 監査の結果

上記補助金交付にかかる事務事業は、補助金交付目的の趣旨に沿い、関係諸法令及び予算の定めるところにより実施され、おおむね適正に執行されたものと認められた。